

近代日本における 競馬法の成立過程についての一考察

浅倉 正寛
(玉井研究会 4年)

- I 序 文
- II 前 史
 - 1 日清、日露戦争後の日本の馬政
 - 2 近代競馬と日本の馬政
 - 3 競馬法制定に向けての動き
- III 競馬法制定に込められた陸軍の目的
 - 1 馬の検定
 - 2 産馬地への影響
 - 3 国民に対する馬事思想の普及
- IV 競馬法成立へ向けての準備と議会での審議内容
 - 1 司法省との折衝
 - 2 第46回帝国議会における審議（衆議院）
 - 3 第46回帝国議会における審議（貴族院）

I 序 文

江戸時代、馬は農業の補助に用いることが多く、武将にとっては献上馬等として使われていた。しかし狭い国土で使われる農馬や、能力より容姿を重視する献上馬は概して矮小な馬が多く、近代国家における軍馬としては全く用をなさないものであった。そのため近代日本は対外戦争で馬匹の補充に大苦戦をし、馬匹改良の必要性を感じた。そこで、明治37（1904）年の臨時馬政調査会で馬政第一次計画を打ち立て、馬政局を設置するなど様々な手を講じ始める。そのような中で、

馬匹改良の1つの施策として競馬の振興を促すことが提案され始めた。明治39年以降、政府は馬匹改良に有益と認める競馬会社には馬券発行を黙許し、これによって全国各地で競馬会が勃興した。しかし馬券の影響による風紀の乱れが社会問題として取り上げられるようになってしまい、司法省を中心に馬券を禁止すべしとの意見が強くなり、明治41年馬券発行は禁止され、以後競馬は苦難の時代に入る。このままでは馬匹改良がままならないと考えた、競馬関係者及び陸軍による地道な活動の結果、大正12 (1923) 年に馬券発行を許可する競馬法が可決されたのであった¹⁾。

本稿では大正12年に成立された、この競馬法に焦点を当てる。この法律がどのような意図で成立したのか、また成立へ向けどのような折衝があったのかを明らかにしていくことが目標である。

本稿の主題となる法律なので、まず条文をここに掲示する。

競馬法 (大正十二年四月十日法律第四十七号)

第一条 馬ノ改良増殖及馬事思想ノ普及ヲ図ルコトヲ目的トスル民法第三十四条ノ法人ニシテ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルモノハ本法ニ依ル競馬ヲ行ウコトヲ得

第二条 競馬ノ開催ハ年二回ヲ超ユルコトヲ得ス、但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ年三回開催スルコトヲ得

競馬ノ開催期間ハ毎回四日以内トス

第三条 競馬ヲ開催スルトキハ入場者ヨリ入場料ヲ徴収スヘシ、但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ無料入場者ト定メタル者ニ付テハ此ノ限りニ在ラス

第四条 第一条ノ法人ハ入場者ニ対シ券面金額五円以上二十円以下ノ勝馬投票券ヲ券面金額ヲ以テ発売スルコトヲ得

勝馬投票券ノ発売ハ競馬一競走ニ付一人一枚ヲ限ル

勝馬投票券ハ之ヲ譲渡スルコトヲ得ス

第五条 学生生徒又ハ未成年者ニ対シ勝馬投票券ヲ発売スルコトヲ得ス
当該競馬ヲ開催スル第一条ノ法人ノ役員又ハ当該競馬ニ関スル開催執務委員、調教師、騎手、馬丁、其ノ他競馬ノ事務ニ従事スル者ニ対シ亦前項ニ同シ

第六条 第一条ノ法人ハ勝馬投票の中者ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ当該競走ニ付テノ勝馬投票券ノ売得金ノ額ヲ超エサル範囲内ニ於テ払戻金ヲ交付

スルモノトス、但シ其ノ金額ハ勝馬投票券ノ券面金額ノ十倍ヲ超ユルコトヲ得ス

第七条 入場料ノ金額、勝馬投票券ノ券面金額及発売方法並前条ノ払戻金ノ支給方法ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第八条 勝馬投票券ヲ発売シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ売得金ノ額ノ百分ノ一以内ニ相当スル金額ヲ政府ニ納付スヘシ

前項ノ規定ニ依ル納付金ハ国税滞納処分ノ例ニ依リ之ヲ徴収スルコトヲ得、但シ先取特権ノ順位ハ国税ニ次クモノトス

第九条 主務大臣ハ第一条ノ法人ニ対シ馬ノ改良増殖及馬事思想ノ普及ノ為必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得

第十条 第一条ノ法人ハ予算ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第一条ノ法人ハ毎事業年度終了後三月内ニ主務大臣ニ決算報告ヲ為スヘシ

第十一条 第一条ノ法人ノ理事及監事ノ就任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十二条 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ第一条ノ法人ノ定款其ノ他ノ規則ノ改正ヲ命シ又ハ其ノ総会ノ決議ヲ取消スコトヲ得

第十三条 主務大臣ハ第一条ノ法人又ハ其ノ役員ノ行為カ法令若クハ之ニ基キテ為ス処分ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ左ノ処分ヲ為スコトヲ得

- 一 競馬ノ停止
- 二 勝馬投票券発売ノ停止又ハ制限
- 三 役員ノ解任

第十四条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千元以下ノ罰金ニ処ス

- 一 第一条ノ法人ニ非スシテ勝馬投票券ヲ発売シタル者
- 二 第十三条第二号ノ停止又ハ制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ発売シタル者

第十五条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ二千元以下ノ罰金ニ処ス

- 一 第四条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ発売シタル者
- 二 第五条ノ規定ニ違反シタル者
- 三 第五条第二項ニ掲クル者ニシテ勝馬投票券ヲ購買シタルモノ
- 四 第六条ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ払戻金ヲ交付シタル者
- 五 第七条ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルニ非サル券面金額ノ勝馬投票券ヲ

発売シタル者

第十六条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ二百円以下ノ罰金又ハ料ニ処ス

一 第一条ノ法人ニ非スシテ勝馬投票券ヲ発売スル者ヨリ又ハ第十三条第二号ノ停止若クハ制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ発売スル者ヨリ勝馬投票券ヲ購買シタル者

二 第四条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ購買シタル者

三 第五条第一項ニ掲ケル者ニシテ勝馬投票券ヲ購買シタル者

四 勝馬投票券ヲ譲渡シ又ハ譲受ケタル者

五 第六条ノ規定ニ依ル制限ニ違反シタル払戻金ノ交付ヲ受ケタル者

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ニ依ル競馬ヲ行フ法人ノ数ハ当分ノ内十一以内トス

先行研究は主に、競馬法に直接焦点を当てたものではなく、戦前の馬政の一環として成立したものとして取り扱われており、特に議会での具体的な発言に対する考察は乏しい²⁾。

本稿では先行研究を参考にしながらも、競馬法が審議された代表的な3つの帝国議会（第25、31及び46回）を中心に、この法律制定の背景を近代日本における馬匹政策の変遷や、成立に力を入れた陸軍の目的を確認しながら明らかにしたい。

なお引用する史料については、旧漢字は新字体に、カタカナはひらがなに改めて表記する。

II 前 史

本章では競馬法制定を巡る論争が起きる以前、すなわち明治時代を中心に馬に関する歴史を述べていく。近代日本における競馬や馬匹政策の変遷を辿ることで、競馬法制定に至る経緯を概観する。

1 日清、日露戦争後の日本の馬政

序論で述べたように、近代競馬は馬匹改良を目指す施策の1つとして始められた。ここではまず、競馬以外の日本の馬政を確認する。

日本の馬匹が問題視されたきっかけは、既出のように日清戦争（明治28～29年）や日露戦争（明治37～38年）等、近代戦争での経験であった。徴発馬は体尺、体重が不十分であり、気性が荒く人に噛みつくなど質が劣悪で、日清戦争において、実際の用に適した馬はわずか10分の1であった³⁾。

この事態を受けて明治28（1895）年6月、藤波言忠子爵は、種牡馬牧場の設置や産馬奨励共進会の開設などを開陳した馬匹改良意見書を提出し、馬匹調査委員会⁴⁾発足を促した⁵⁾。同年10月、馬匹調査委員会が農商務省監督の下⁶⁾に発足した。3回行われた審議の中で、全国に種馬牧場と種馬所の設置、種馬の選定や検査方法、さらには馬匹共進会や優等な繁殖馬に賞金を付与するという産馬奨励法などを定めた⁷⁾。

日露開戦直後の明治37年には明治天皇の勅令により、臨時馬制調査委員会⁸⁾が内閣総理大臣の下に設置され、馬政振興の方法が審議された。この委員会で答申された馬政第1次計画は、第1期の18年（明治39年～大正12年）⁹⁾と第2期の12年（大正13年～昭和10年）から成り、国有種牡馬の充実や産馬事業の改良に貢献する諸般の奨励など10項目の綱領により、全国の総馬数の約3分の1の馬の品種改良を図ることが目標とされた¹⁰⁾。この計画の最初の項目¹¹⁾を実行すべく、明治39年に馬政局が内閣総理大臣直属の機関として設置され、馬政官をして各管区の馬政を監督し、馬匹共進会や民間の優秀な繁殖馬に奨励金を出すなどの奨励方法を実行することになった¹²⁾。この馬政局は明治43年の官制改正により、陸軍省へと移される。長官は陸軍中将もしくは少将が充てられることとなり、陸軍の強い影響下で馬匹改良を実行していくこととなる。また馬政局設置と同時に、馬匹改良に関する事項及びその施行方法を審議し、その内容について内閣総理大臣に意見を開申する馬政委員会が設立された。馬政委員会は内閣総理大臣の管理下にある組織として設立されたが、こちらも馬政局同様、明治43年の官制の改正により陸軍大臣の管理に属することとなる¹³⁾。

2 近代競馬と日本の馬政

ここでは競馬の歴史を辿り、日清・日露戦争を契機に、競馬が馬匹改良政策として論じられるようになる経緯をみていく。

まず日本における近代競馬の第1号は幕末、横浜で居留民によって開催された「根岸競馬」であり、明治維新後も治外法権下で繁栄していった¹⁴⁾。これを模倣した競馬が東京九段の招魂社をはじめ全国各地で行われたが、いずれも主に馬券

発売を行わなかったために財政難に陥り、明治30年代頃までには姿を消してしまった¹⁵⁾。この頃の競馬は馬匹改良のためではなく、単なる娯楽の色合いが強かったのである。

そのような折、先に述べたように日清、日露戦争において日本馬の質の悪さを知り、馬匹改良を促そうという意見が沸き上がってきた。競馬もその一策として主張されるようになる。明治37年頃、民間で最も熱心に主張していたのは加納久宜子爵¹⁶⁾であった。加納は産業奨励に熱心で鹿児島県知事をしていた時、競馬会を起こして県下における産馬の改善に大いに貢献した経験から、競馬が馬匹改良に大きな影響を与えるものであると主張し、欧米列国に倣い日本も早く競馬を実施すべきと主張していた¹⁷⁾。一方、臨時馬政調査会でも「競馬会を保護奨励する」方針を定める¹⁸⁾など、政府も競馬会開設に協力的であった。そこで陸軍からも有力な人物を一人選定して、加納と共に競馬会設立に協力させることになり、大蔵平三軍馬補充部長は寺内正毅陸相の命で適当な人物を探し、日清、日露戦争で軍馬補充の業務に当たった安田伊左衛門騎兵大尉を選んだ。安田は騎兵科出身というだけでなく明治28年に除隊後、銀行の取締役や肥料関係の会社の重役を務めており、事業運営の経験を有していたことが起用の理由であった¹⁹⁾。

安田は馬券を発売することの公許²⁰⁾に関して許可書をもっておくべきだと加納に進言し、加納が関係大臣に働きかけた結果、明治38年「競馬賭博取締に関する農商務、内務、陸軍、司法大臣合議書」が作成され、事実上の馬券発売黙許の措置が講じられた。翌39年、加納を発起人とした東京競馬会設立趣意書が公表され、東京競馬会が設立された²¹⁾。ここに馬券発売を伴う近代競馬が始まった。なお政府は、当時の民法34条による法人で馬匹改良上有益と認める競馬会には馬券発売を黙許するに至ったため、東京競馬会以外にも競馬会設置の許可申請が200件以上にも上った²²⁾。

かくして日本全体で近代競馬が盛んになったのだが、徐々に競馬の弊害が社会問題となっていった。競馬開催出願者は純粋に馬匹改良を目的とする者ばかりではなく、馬券による利益獲得を目的とする者も少なくなかった²³⁾。必要以上に馬券発売を扇動したり、施行者や馬主、騎手²⁴⁾の競馬不慣れに起因する不正等の疑惑が発生したりするなどの問題が出てきたのである。また一部の国民は馬券に熱中するあまり、家を傾け身を持ち崩す者が続出するなど風紀を乱してしまった²⁵⁾。こうして施行者側、購入者側ともに弊害が目立ち始め、新聞上でも、こうした弊害について取り上げ、競馬に対する反対論が強くなっていった²⁶⁾。こうし

た新聞論調に加え、司法省や貴族院からも突き上げ²⁷⁾を受け、ついに明治41年10月5日、政府は10月1日より施行された新刑法に合わせて馬券発売の禁止を決定した²⁸⁾。以降、政府から支給される補助金によって競馬は開催されることとなるも、馬券収入と比べるとはるかに少額であり、競馬関係者にとって苦難の時代²⁹⁾が始まった。そのため、関係者は馬券発売の許可を定めた競馬法の成立に向け、行動を開始していくのであった。

3 競馬法制定に向けての動き

本稿の主題である競馬法は大正12年第46回帝国議会で成立するのだが、同法はそれ以前にもたびたび議会へ提出され、成立が目指されていた。ここでは第46議会以前の段階でこの法案がどのように議論されていたのかを確認する。なお、ここでは議会で法案が提出され、審議された第25回帝国議会（明治42年）と第31回帝国議会（大正3年）を代表的な2つの事例として、取り上げることにする。

第2節でみたように、馬券発売が禁止となり苦境に立たされた競馬関係者は、陸軍とともに馬券発売を許可する競馬法の成立へ向け、尽力していくことになる。競馬法案の1回目の提出は禁止の翌年の明治42年であった。衆議院（第25回帝国議会）³⁰⁾に対し東武、佐々木文一、鈴木久次郎の3名が約200名の議員の賛成を得て、議員立法の形式で提出した。提出された条文の一部は以下のとおりである。

第三条 社団法人ハ競馬ノ開催費、勝馬ノ賞金、抽選新馬ノ補助金、債務ノ償還金、産馬事業ニ対スル補助又ハ奨励金及社団法人ノ経費ヲ補充スル為馬票ヲ発行スルコトヲ得

馬票ノ種類、金額及其ノ購買ノ制限ハ馬政長官之ヲ定ム

馬票ハ本法ニ依リ設立シタル社団法人ノ会員ニ非サレハ発行スルコトヲ得ス之ニ違反シタル者ハ五百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス其ノ購買シタル者亦同シ

第四条 競馬規則、馬票発行及馬票取扱規程ハ社団法人ニ於テ馬政長官ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第五条 馬票ハ馬政長官カ定メタル制限ヲ超過シテ之ヲ購買スルコトヲ得ス学生及未成年者ハ馬票ヲ購買スルコトヲ得ス

競馬ノ主催者タル社団法人ノ理事、監事、審判委員、馬場取締、発馬係、調教師、騎手、馬丁其ノ他競馬開催ノ事務ニ従事スルモノハ馬票ヲ購買ス

ルコトヲ得ス

前三項ノ規定ニ違反シタル者ハ五百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス其ノ事実ヲ知りテ馬票ヲ発行シタル者亦同シ

本条ノ罪ハ現行犯ニ非サレハ之ヲ罰セス

本条ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ対シテハ別ニ行政処分ヲ以テ一定ノ期間競馬会ニ出入スルコトヲ禁スルコトヲ得

第六条 社団法人ノ会計及業務ノ施行ハ馬政長官ノヲ監督ス

馬政長官ハ社団法人ノ事務ノ執行カ不正又ハ不適当ナリト認メタルトキハ之ヲ取消シ又ハ停止シ若ハ改正セシムルコトヲ得

第七条 社団法人ノ理事及監事ノ就職ハ馬政長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス馬政長官ハ社団法人ノ行為カ法律命令ニ違反シ又ハ公益ニ害アリト認メタルトキハ理事又ハ監事ノ解職ヲ命スルコトヲ得

馬券の発売を本法によって設立した社団法人に限定し、第5条にみるように学生、未成年者や競馬関係者の馬券購入を禁ずるなど、馬券禁止の原因となった弊害対策に努めていることが分かる。しかし後述する後の提出法案と比べてみると、まだ罰金も安く、一定期間競馬会への出入りを禁じるなど罰則も軽かった。

衆議院では本会議（3月6日）で東武氏が「外国と比べ日本の馬匹がいかに劣悪であるか」「多少の利害を犠牲にしても競馬は必要である」という2点から提出理由を述べ、その後、全4回（3月8、9、10及び16日）の委員会に付託された。委員会では、数か所の修正がなされて可決された。貴族院では、全1回（22日）の委員会が行われ否決された後、本会議（23日）でも否決された。以下、いかなる議論がなされたのかみていきたい。

まず衆議院では、突如馬券を禁止した政府への不信、疑問の声や新刑法との関係について、政府委員に質問が寄せられた。「政府はかつて馬券有りの競馬を行わねば馬匹改良は出来ないと認めながら、今日馬券を廃してなお改良の実を挙げられるとするのか」「初めから弊害を把握しつつ、利益を重視して挙行したにも拘わらず、少しの弊害で禁止をすることへの疑問」などの質問が出て、福井三郎議員は「火事を見て火を禁じたようなもの」という表現³¹⁾を用いて馬券禁止の非を指摘し、政府に競馬容認を促した。これらに対し、政府委員であった馬政局書記官の吉村八十三は「如何なる手段を取りましても、到底弊害と言うものを防止することが出来ぬと認め」「当時の刑法に於ては之を許す余地があると認めて

居りました……今日は、刑法の関係から出来ぬ……と言う見込」「他の奨励手段によって出来るだけ改良に着手したい」と答え³²⁾、あくまで政府は反対であると強硬な態度で主張した。

司法省も同じく反対の姿勢で、政府委員の平沼騏一郎司法省民刑局長法学博士は黙許時代と禁止後の刑法の違いについて聞かれ、旧刑法では博打は「利得を目的とするもので、鑑識確保³³⁾」というものは這入らない……新刑法における『博戯』という文字は、利得目的も鑑識確保目的の場合も含み、いずれも185条で処断する趣意である」と回答した³⁴⁾。

また弊害をいかにして取り除くのかについて、提出者は「行政命令に於て如何様にも制限が出来るのであるから、取締も厳重にする」³⁵⁾「最も厳重な監督権を馬政長官に与えて、其の監督の下に於いて発行せしめられたならば、在来の如き何等の弊害なくして出来ると言う考え」³⁶⁾であり、詳細は細則に任せると述べた。このように弊害の除去に関しては、馬政長官に厳重な監督権を与えることを強調するなど、後述する大正12年の議會と比べると具体的な方策は少なく、徹底の度合いは甘かったと考えられる。

その他の注目すべき論点として、海外競馬との比較など「文明諸国では弊害取り締まって行えているのに、日本のみ出来ないのは行政官の不能を表明するものではないか」といった西洋諸国を意識した発言も見受けられた³⁷⁾。この質問に対し吉村政府委員は「国情其他に於て違う点がある」³⁸⁾とし、新刑法の関係及び日本では弊害が出てきて取り締まりは出来ないと答え、他国とは別問題であるという姿勢をみせた。

以上のように政府は一貫して反対の姿勢を貫いていた。この頃はまだ馬政局は内閣直属の組織であったこともあり、陸軍は当時法制定にそれほど協力的ではなかった³⁹⁾のである。

議論の結果、衆議院では採択されるも、貴族院では逆風が更に強かった。まず委員会では、冒頭に寺内陸相自ら、馬券禁止の後の補助金政策についての説明があった。その後、衆院を通過した同案に「政府は甚だ同意しない」「此法案は否決せらるべきものと思います」⁴⁰⁾と反対の意向をはっきりと示した。その後の質問でも、馬券黙許の経緯などこれまでの競馬に関する歴史の流れを確認するだけの質問が多く、最終的に弊害の大きさから反対意見が述べられ、全会一致で否決されたのであった。

本会議でも「法律を以て……刑法の抜き駆けをしようと言うことは宜しくな

い」⁴¹⁾「必しも博打を盛にして天下の人心……悪い者を沢山作ってそれほど馬匹を奨励せぬでも宜いのである」⁴²⁾など弊害の大きさを指摘する意見が強く、賛成は3名⁴³⁾のみで不成立に終わった。

以上のように、馬券禁止の翌年ということもあり、後の議会で提出された法案と比べると罰金、罰則も軽く、馬政長官や細則に任せるといった発言からも徹底の度合いは低かったことが分かる⁴⁴⁾。議会では、突如馬券を禁止した政府への疑問の声が多かったものの、それに対し政府の回答は一貫して反対であった。

明治43年に、馬政局が陸軍省の管轄下に移管されると、大正2年9月に、陸軍省は『馬券公許に関する研究』をまとめ、競馬法の必要を認める方針を打ち出した。競馬法の2回目の議会提案⁴⁵⁾はその直後の大正3年であり、衆議院(第31回帝国議会)⁴⁶⁾に廣澤弁二ほか20名が192名⁴⁷⁾の賛成を得て、議員立法の形式で提出した。提出された条文の一部は以下のとおりである。

第三条 競馬ニオケル競走馬匹ノ優劣ヲ判定シソノ趣味ヲ増進セシムル為社
団法人ハ主務官庁ノ許可ヲ得テ馬票ヲ発行スルコトヲ得

馬票ハ競馬場内ニ於テ発売シ社団法人ノ会員ニ非ザレバコレヲ購買スルコ
トヲ得ズ

馬票ノ種類、金額及其ノ購買ノ制限ハ主務官庁之ヲ定ム

第四条 馬票発行ノ収入ハ勝馬ノ賞金、会員ノ新馬購入ノ補助金、一般産馬
事業ニ対スル奨励金及社団法人ノ経費補充等ニ供スルモノトス

第五条 競馬規則、馬票発行及取扱規程ハ社団法人ニ於テ主務官庁ノ認可ヲ
経テ之ヲ定ムルモノトス

第六条 競馬ノ主催者タル社団法人ノ役員及掛員並騎手又ハ馬丁ハ馬票ヲ購
買スルコトヲ得ス

第八条 主務官庁ハ必要ト認メタルトキハ競馬ノ開催又ハ馬票ノ発売ヲ制限
シ若ハ停止スルコトヲ得

第十条 第八条ノ命令ニ違反シタル者又ハ本法ニ據リ設立シタル社団法人ニ
非シテ馬票ヲ発行シタル者若ハ之ヲ購買シタル者ハ千円以下ノ罰金又ハ
料料ニ処ス

本条ノ罪ハ現行犯ニ非ザレバ之ヲ罰セス

明治42年時から変化した点としては、第5条に示されているように馬券に関す

る規則や競馬施行規則を定める監督官庁が馬政長官から主務官庁に変わった点、第3条に示されているように社団法人でなければ馬券の購買ができないとした点⁴⁸⁾が挙げられる。

衆議院では本会議（3月12日）で、提出者である廣澤弁二が提出理由を読み上げ⁴⁹⁾、そのまま議論は行われずに委員会に付託され、委員会は全部で4回（12、14、16及び17日）開催された。しかし議会在政局によって停会⁵⁰⁾となったため、結局この法案は衆議院でも決議に至らなかった。以下、いかなる議論がなされたのかみていきたい。

まず提出理由では、軍馬の欠乏と馬匹需要の減少が2大テーマとして述べられた。1点目に関しては、日露戦争で用いた1師団当たりの軍馬数の割合で計算すると、現在の軍では約12万頭不足が生じるとし、改良が急務であると主張した。2点目では、生産費が高まる一方で需要が減少しつつあるという産馬界の経済事情を説明し、民間における産馬業の根本を培養するのは、競馬が最も有効であると主張した。

続いて、具体的な質疑応答を見ていく。まず「なぜ馬券が馬匹改良につながるのか、他に道はないのか」⁵¹⁾や「予算で賞金の増額を図ってはどうか」⁵²⁾といった、競馬や馬券を用いない他の奨励方法で代替できないのかという趣旨の質問が寄せられた。前者の質問に対しては、廣澤が「競馬は即ち一言に言いますと馬の元気を發揮させる、馬の能力を發揮させるところに於いて欠くべからざる道具であります、即ち其の能力を実地に發現させるところの機関であるのですから、此の事は独り競馬の効果に待つしかない」⁵³⁾と回答している。後者の質問には、政府委員の浅川敏靖馬政長官が「開催費として昨年までは二十六万にながしであったが、それを行政整理、財政整理の結果、……十九万にながしに削減」⁵⁴⁾されたため「賞金を増やすと言うことは余程困難」と補助金減額により、現状のままでは賞金増額はままならないと述べている。その他に浅川が本委員会で語った、競馬が馬匹改良にもたらす効果については第三章で論じた。

次に弊害対策については、廣澤が「多少馬に付いて趣味を持つところの人が、馬のことに付いて今競争中の馬が何れが勝つか負けるかと言うようなことを判定する証左を与えるために馬票を発行する軽い意味であって、収入を趣旨とする馬票の発行の趣旨でないことを三条で規定」⁵⁵⁾することにより防ぐと説明した。

また、現状の馬匹政策の進捗状況を問う質問が多くなされた。これらの質問に対しては、浅川が現状や奨励策を説明し、競馬は「馬匹改良の事業に対しても最

も有力なる補助手段」と主張した。その中で、馬券禁止後の補助金競馬について「速力と言う点に付てもが漸次其程度を進めつつ」あるが「遺憾なることは馬の持主が漸次減って来る、従って又出場馬匹の数が漸次少なくなる」と述べ、このように競馬の馬匹改良上における利益、必要性に加え、補助金競馬の限界も合わせて説明した⁵⁶⁾。

一方で司法省は変わらず反対の姿勢で、政府委員の小山温司法次官は、馬券発売は「『偶然の輸贏（勝ち負け）に関し財物を以て博戯又は賭事を為したる者は』と言うことに明白に当る」と述べ、「司法当局としては……御同意いたし兼ねる」⁵⁷⁾と主張した。

以上のように18年計画が8年目に突入したこともあり、馬政の進行具合や補助金の現状に合わせて競馬の必要性が主張されていることが分かる。また課題の弊害対策については、購入者の範囲を限定することに加え、前回同様、あくまで営利ではなく馬の鑑識目的であると規定することで乗り切ろうとしていた。一方で、司法省の意見は変わらず、明確に競馬は刑法に反するという意見を崩さなかった。記述のように、結局同案は議会停止により廃案になる。

その後第一次世界大戦が勃発した際、陸軍は再び馬匹性能の劣悪さに苦戦し、競馬法成立の必要性を再認識した。折からの厳しい財政状況と馬匹改良の必要性に関する認識も高まり、競馬法は政府から成立を期されるようになった。大正7(1918)年原敬内閣が成立した頃、前出の安田は原敬の友人である磯部四郎⁵⁸⁾と阿部浩⁵⁹⁾と面会し、原を動かすには、委員会を設けてその決議を示して、進行しやすいようにするのが良いという旨の助言を受けた⁶⁰⁾。そこで早速、田中義一陸相に陳情して賛同を得ることに成功した。次いで翌大正8年、衆議院(第41回帝国議会)に八田宗吉ほか3名から、官民共同の馬政調査会の設置を政府に訴える「馬匹奨励に関する建議案」が提出され、同案が採択されたことで、陸軍省の下に馬政委員会が設立された⁶¹⁾。馬政委員会は13回開催され⁶²⁾、競馬法制定の可否について研究の結果「馬匹能力の向上および優良馬匹の生産を奨励するは国防上の急務に属するをもって、その奨励の一法として競馬法を制定し極めて厳密なる監督の下に馬券の発行を許すことは欧米諸国の実績とわが馬産界の現状とに照らし事情やむを得ざるものとする(後略)」と答申した⁶³⁾。こうして馬政委員会において、当初は強硬に反対していた貴族院議員や司法省も条件次第では賛成の目途が立ち⁶⁴⁾、競馬法制定へ向けての基礎作りが出来たのであった⁶⁵⁾。これを受け大正12年、政府提出法案として提出された競馬法案は貴族院でも可決され、成

立に至ったのであった。その経緯は第IV章で改めて詳述する。

以上、本章では日本が近代戦争の経験から馬匹改良の必要性に気づき、馬政第一次計画を打ち出していく中で、馬匹政策の一環として競馬が開催されることになったことを確認した。しかし競馬は弊害が目立ち、早々に馬券発売禁止という大きな打撃を受けることになり、馬券発売を許可する競馬法制定に関係者は尽力していくことになる。

Ⅲ 競馬法制定に込められた陸軍の目的

第II章で、競馬法成立以前の歴史と同法案提出までの議会での審議を確認したが、本法が成立することになった第46回帝国議会では、それまでと異なり政府提出案として提案された。これは当然のことながら、陸軍主導で法案が作成されたからに他ならない。そこで本章では陸軍が競馬法成立にどのような意図、期待を持って尽力していたのか、その目的を考察する。大正12年の密大日記⁶⁶⁾と馬政局が大正11年に出版した『競馬の研究』を中心に資料を紐解くことで、競馬をどのように軍事に生かそうとしていたのか、または軍事以外の面に期待していたのか、陸軍の意図を明らかにしていきたい。

1 馬の検定

第一には競馬という競技、つまりレースを行うことにある。すなわち競馬を、馬の能力を見定める検定機関として用いる発想である。

競馬法案が取り沙汰されていた時代は、第II章で述べた明治39年から始まる馬政第一次計画の第1期の真ただ中であつた。この第1期の大きな目標の1つとして、国有種牡馬⁶⁷⁾の量の充実が挙げられ、そのために2、3か所の国営の牧場を設置し、大部分はそこから補充し、不足分は民間から優秀な馬を購入する計画であった。そこで民間の馬を選別する手段として競馬を用い、優秀な成績を納めた馬は種牡馬として売られる計画であった。

陸軍は軍馬の中でも速力が重視される「乗馬」と呼ばれる、兵士が騎乗する馬の選定に競馬が有効であると考えていた⁶⁸⁾。例えば、馬政局が作成した『競馬の研究』は「乗馬の性能は速力の優越なるに在り」と速力重視の点を強調した上で「速力の検定は競馬に依るを以て最も適確なりとなす」⁶⁹⁾と述べる。また、乗馬に限らず「輓用種と雖も速力を欠く能はざる」として、選定方法としての競馬の

公平適格性を強調した⁷⁰⁾。

さらに選定方法としてだけでなく、馬を鍛えるという面でも陸軍は競馬に期待していた。『競馬の研究』では「競馬調教は馬匹の実用的性能を増進する有効手段にして此の如き真面目なる能力鍛錬法は其の効果の表現鮮明確実にして眼前に利益の目途を有する競馬にあらざれば之を求むること難く他の調教手段の企及し能はざる所なり」と記され⁷¹⁾、市場原理に乗っ取った競争が質の向上をもたらすと陸軍が考えていたことが分かる。

これら軍馬の量と質の改善に陸軍が関心を高めていた背景には第一次世界大戦の教訓が存在していた。『密大日記』の「(競馬法制定の)理由」では、「諸強国は由来国内に良駿を多くに産する点に於て著名なるものありしに拘はらず戦局の推移に伴ひ……徴発馬数多大に上りたる爲……産馬の鍛錬に於て欠如したる爲戦場に於ける持久能力の低劣を示したる事例に乏しからす是れ帝国の将来に関し深く鑑戒とすへき所」と述べる⁷²⁾。戦争の規模が拡大し徴発馬が多数を占めることが将来予想され、その質的向上を平時においても図っておくことが必要と考えられた。そのために競馬が注目されたと見ることができる。

以上の点から馬の検定機関としての役割を期待し、調教によって馬を鍛え、その能力を見定めようとしていたことが分かる。

2 産馬地への影響

第二に陸軍は上記のような軍馬の質的量的向上を目指す上で、産業基盤強化の点からも競馬に期待をかけていた。つまり競馬によって馬の需要を創出し、産馬地の経済の活性化を促すという試みである。

この試みの背景として18年計画当初の予期に反し、全国の総馬数が大正2年以降減少傾向となっており、陸軍はそのことを憂いて⁷³⁾、対策を講じる必要に迫られていたことが挙げられる。この原因について大正12年の競馬法案委員会にて、渡辺爲太郎馬政長官は「馬を造る困難に比べて、其馬の捌け口がなく、其価格が割合に安くて、余り産馬家が利益を得ませぬ」と説明している。その解決策として「馬の需要が盛んになって、沢山売れ且つ高く売れば、殖える事は明かだろうと思う⁷⁴⁾」と述べ、需要の増加の必要を挙げている。このように陸軍は馬の需要が少ないことを問題視しており、この需要の増加を競馬に期待していたのである。こうした考え方は、以前から競馬を合法化する論拠として主張されていた。『競馬の研究』においても「競馬は良馬に対する有利の販路たると共に次級の馬匹に

対しても亦販路を開ひて以て産馬経済を調整す」と述べられている。馬への需要拡大が期待されていたのである⁷⁵⁾。

この「次級の馬匹に対しても亦販路を開ひて」ということについては、前述の大正3年の競馬法案委員会で、浅川馬政長官が産馬地の視点から詳述している⁷⁶⁾ので、以下に要旨を説明する。

当期の日本では生産馬のうち、最も質の良い馬は種牡馬として高く売れ、次に中等以下の馬は乗馬、輓馬として陸軍へ売られる。それ以下の質の馬は民間の農馬や工業用に捌かれる。すなわち乗馬向きの馬は陸軍以外に需要がないため、民間の買い手はつきにくい。しかし競馬を行い、そこで優秀な能力を示すことにより、種牡馬として良い値で売れることになる。よって、ある程度まで馬の価格を保つことは極めて重要で、良い馬が一層売れるということになれば、産馬業者は争って良い馬を作り、そこから優秀な種牡馬が出てくることで改良が進んでいくという算段である。

加えて『競馬の研究』で「競馬の隆盛は即ち乗馬繁殖家の利益を保護し其の熱心を喚起するのみならず延ひて一般産馬界の活気を招来するもの」⁷⁷⁾とあるように、軍には必要だが、他に需要がない乗馬を生産する農家の救済策として競馬を特に重要な存在と考えていたようである。

このように馬への需要を競馬によって創出することで、馬に関する畜産産業を成り立たせ、ひいては軍馬の生産基盤をならしめようとしていたと言えるだろう。

3 国民に対する馬事思想の普及

陸軍が競馬法成立によって期待していたことの第三点として、一般国民への馬事(馬匹)思想の普及が挙げられる。つまり競馬を通じて国民に馬を身近な存在として接してもらい、馬に対する知識、関心を持ってもらうことを意図していた。『密大日記』に記載された競馬法制定の理由では、目的の最初に「国民大いに馬匹の趣味を覚知せしめ……此趣味の涵養を企画せざるへからず」とし、まとめに「本法を制定して先ず競馬の振興を図り国民の馬事思想を深刻旺盛ならしめ」とあり、競馬法制定の目的の中でも馬事思想の普及を重要視している⁷⁸⁾ ことが見て取れる。『競馬の研究』にも、競馬のもたらす利益の1つとして「(競馬)に依て国民を馬匹に導き馬事思想の普及に努めんか国防上及産業上の要求は容易に理

解せらるへく馬事の振興を期するの効果必ずや偉大なるものあるへし」とあり、国民に馬匹と国家の関係性を理解してもらうことを重視していることが窺える⁷⁹⁾。

国民を馬に慣れさせることを軍が重視した背景については、『東京競馬会及東京競馬倶楽部史』⁸⁰⁾にも記されている。この文書には、東京競馬会の設立意義を対外的に説明した増田熊六少佐の演説⁸¹⁾が掲載されている。増田少佐は日本人が欧州人と比べて馬に乗る趣味が無いことを憂いた⁸²⁾上で、競馬の発達によって得られる利益として、「国民の愛馬思想を高めること」「国民の乗御術(乗馬術)程度を高めること」の2点を挙げている。すなわち1点目については、欧州人が馬を愛すべき存在と捉えているのに対し、日本人は馬を気性の荒い「畜生」としか見ていないため、競馬を通じて馬の愛すべき性質を理解してもらうという考えを主張している。2点目については、馬術の素養のある者が日本人は少ないため、日本軍の乗馬術がほか国に比べて劣っていると、競馬を用いて馬に乗ることを流行らせることで乗馬術の程度を高めようと述べている。

大正3年の競馬法案委員会では、浅川馬政長官が「一般の観覧人が減ると言うことになりましたれば、馬の趣味が世間に普及すると言う点に就ては、それが段々不成績」と取れると述べたうえで、馬券の黙許時代と禁止後の観客数の具体的な数字⁸³⁾を用い、大きく減少していることを説明している。そこで人気を集めるためには「見物人にも娯楽的の興味を副えると言うことも亦必要であり」「福引きをやれば其の商店では品物が売れると言うような次第で」馬券を用いるという解説であった。また同議会で浅川は「見物が多くなれば多だけ馬に付いての趣味も広まるのであります、そうなれば馬の持ち人も多くなります」⁸⁴⁾と述べている。ここから馬事思想の普及をきっかけに、馬主を増やすことにも繋げる意図があったと考えられる。

以上のことから陸軍は馬券禁止が観客数の減少を招き、一般国民への馬事思想の普及の妨げになっているとの認識に立ち、馬券解禁をきっかけに国民への馬匹思想の普及を図るべきだと主張していたことが分かる。

本章では、陸軍は競馬に対して馬を鍛え走らせるという競技そのものに対する期待だけではなく、検定機関としての機能や馬産地という馬匹に関する根底の層への経済的な支援、更には競馬を用いて国民への馬匹思想の普及を図るなど多岐にわたって期待を寄せていたことを明らかにした。

Ⅳ 競馬法成立へ向けての準備と議会での審議内容

本章では競馬法成立に向け、同法に賛同する陸軍が競馬に反対していた司法省とどのような折衝をしたのか、また本法が成立した第46回帝国議会での具体的な審議内容を衆議院、貴族院それぞれについて追ってきたい。

1 司法省との折衝

第三章で第25回及び第31回帝国議会において、司法省が強く馬券に反発していたことを明らかにした。当然、競馬法案を成立させるためには司法省を説得することが必須条件となる。ここでは陸軍が競馬法制定に賛同を得るべく、司法省とどのような折衝をしたのか、また司法省は賛同する上でどのような点に着目して妥協したのかについて検討したい。なお、司法省と陸軍の具体的な交渉の流れについては、既述の『競馬及競馬法史』や『日本競馬史 第4巻』が詳しいが、これらは時系列的に事実関係や史料を列挙したものである。本稿では、司法省が競馬法に関してどのような点に注意を払ったのか、司法省が陸軍に示した修正案を基に考察したい。

前述の馬政委員会の答申でみたように、大正8年頃には条件次第では司法省の賛成の目途がつきそうになっていた。しかし、大正10年に陸軍が作成した具体的な規制案を司法省に送付したところ、翌大正11年、司法省は何点か修正を希望して返信した⁸⁵⁾。ここで、その修正点を詳しくみていくこととする。大きく分けて、司法省が修正したポイントは以下の4点である。

1点目に、公序良俗に反しないために馬券を簡単には買えないようにすることである。例えば「20円以内」と規定されている馬券の発売額を「5円以上20円以下」と修正し、その理由として「極めて少額の馬券をも発売することを許すときは軽率に馬券を購入するの弊害を生ず」としている。また「入場料を徴収せざるときは公然公道に於て賭博を許すと同様の結果を生じ風教に害ありと認む」という理由から、一般の入場者からは一定の入場料を徴収することを法文に明文化すべきとしている。更に「学生、未成年者」に馬券発売を禁止する規定は、「生徒も亦学生と同様馬券を購入せしめざるを可とす」という理由で「学生生徒又は未成年者」と修正している。

2点目に、配当を抑えることである。高額の払い戻し金額は「射幸心を挑発し

風教に害ありと認めたるに依る」と述べ、陸軍は最高30倍までと規定していたが、これを更に10倍に修正している。

3点目に、開催者による八百長の防止である。「当該競馬開催者たる社団法人の理事、監事、当該競馬の開催執務委員、調教師、騎手、馬丁」の馬券購入を禁止する条項に「其の他競馬の事務に従事する者亦」禁止する規定を加えている。「是等の者は競馬に密接の関係あり且入場料を支払はすして入場し得る点に付理事以下列挙せる者と異なる」という理由から、より広く競馬関係者を取り締まる意図が見られる⁸⁶⁾。

4点目に、取り締まりの強化である。陸軍の規定した制裁よりも重くし「主務大臣の許可を受けず又は……停止又は制限に違反して勝馬投票券を発売したる者並之を購買したる者は一年以下の徴役又は二千元以下の罰金に処す」や「一人に二枚以上や学生、未成年者への馬券発売」に対する罰則を強化した。

以上の修正案を反映させて、陸軍は4節からなる「競馬法制定の為改善せらる可き点」⁸⁷⁾をまとめた。そのうちの1つである「競馬倶楽部は表裏共に営利をなすこと能わず」では、競争並びに審判の公正を欠き、場内の秩序を乱したこと、つまり開催者による八百長を反省し、当事者は馬券購入とは一線を画すことで公正な態度を維持するとしている。また「勝馬投票の数並びに之に基づく配当を制限し、射幸心の微発風紀の紊乱を防止す」では、配当額に厳格低率なる制限を付し、その実行を監督し違反者に厳罰を課すとしている。

ここから司法省は「購入者の拡大を抑えること」と「営利性を抑えること」の2つを重視したと考えられる。前者は、馬券の購入額の上限だけでなく下限を設定することで誰でも買えることを防いだ点、学生・未成年者だけでなく生徒も含めた点からみて取ることが出来る。後者は、競馬関係者には絶対に馬券購入をさせない規定にした点、罰則を強化した点からみて取ることが出来る。この2つに重点を置いて修正がなされたことから、競馬が往年のように営利性が強くなりすぎ、熱狂的になることを防ごうとした修正案だったと言えよう。

このように司法省は風紀を乱さないように、扱う金額の大きさから監督の徹底に至るまで、かなり気を使っており陸軍はその要求に応える形で法案を作成し、司法省の賛同を得たことが分かった。

2 第46回帝国議会における審議（衆議院）

第Ⅲ章で述べたように、競馬法は大正12年第46回帝国議会において成立した。

この法案は政府提出法案として衆議院に提出され、委員会に付託された。委員会は2日間開催されたが、審議は1日目で終了し2日目に満場一致で可決された。続いて法案は貴族院に送付され、10日の本会議で山梨陸相への質疑応答が行われた後、5回（14、17、20、21及び23日）にわたる委員会審議にかけられた。最終日の23日には、3か所の修正と希望条件を付した修正案が出され可決した。そして24日の本会議で上程され、記名投票の後、法案は可決されたのであった。

ここでは同議会において競馬法案が、どのような審議を経て可決に至ったのかを確認する。

大正12年3月5日、衆議院（第46回帝国議会）⁸⁸⁾において、政府から競馬法案が提出された。内容の一部は以下の通りである。

第二条 年三回以上競馬ヲ開催セムトスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クヘシ
競馬開催ノ期間ハ毎回四日内トス

第三条 競馬ヲ開催スルトキハ入場者ヨリ入場料ヲ徴収スヘシ但シ主務大臣
ノ認可ヲ受ケ無料入場者ト定メタル者ニ付テハ此ノ限りニ在ラス

第四条 第一条ノ法人ハ入場者ニ対シ券面金額五円以上二十円以下ノ勝馬投
票券ヲ券面金額ヲ以テ発売スルコトヲ得

勝馬投票券ノ発売ハ競馬一競走ニ付一人一枚ヲ限ル

勝馬投票券ハ之ヲ譲渡スルコトヲ得ス

第五条 学生生徒又ハ未成年者ニ対シ勝馬投票券ヲ発売スルコトヲ得ス

当該競馬ヲ開催スル第一条ノ法人ノ役員又ハ当該競馬ニ関スル開催執務委
員、調教師、騎手、馬丁其ノ他競馬ノ事務ニ従事スル者ニ対シ亦前項ニ同
シ

第六条 第一条ノ法人ハ勝馬投票の中者ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ当該競
走ニ付テノ勝馬投票券ノ売得金ノ額ヲ超エサル範囲内ニ於テ払戻金ヲ交付
スルモノトス但シ金額ハ勝馬投票券ノ券面金額ノ十倍ヲ超ユルコトヲ得ス

第八条 勝馬投票券ヲ発売シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ売得金ノ
百分ノ一以内ニ相当スル金額ヲ政府ニ納付スヘシ

前項ノ規定ニ依リ納付金ハ国税滞納処分ノ例ニ依リ之ヲ徴収スルコトヲ得
但シ先取特権ノ順位ハ国税ニ次クモノトス

第九条 主務大臣ハ第一条ノ法人ニ対シ馬ノ改良増殖及馬事思想ノ普及ノ為
必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得

第十三条 主務大臣ハ第一条ノ法人又ハ其ノ役員ノ行為カ法令若ハ之ニ基キ
テ為ス処分ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ左ノ処分ヲ為
スコトヲ得

- 一 競馬ノ停止
- 二 勝馬投票券発売ノ停止又ハ制限
- 三 役員ノ解任

第十四条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰
金ニ処ス

- 一 第一条ノ法人ニ非スシテ勝馬投票券ヲ発売シタル者
- 二 第十三条第二号ノ停止又ハ制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ発売シタル者

第十五条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ二千円以下ノ罰金ニ処ス

- 一 第四条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ發
売シタル者
- 二 第五条ノ規定ニ違反シタル者
- 三 第五条第二項ニ掲クル者ニシテ勝馬投票券ヲ購買シタル者
- 四 第六条ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ払戻金ヲ交付シタル者
- 五 第七条ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル者ニ非サル券面金額ノ勝馬投票券
ヲ発売シタル者

第十六条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ二百円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

- 一 第一条ノ法人ニ非スシテ勝馬投票券ヲ発売スル者ヨリ又ハ第十三条第
二号ノ停止若ハ制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ発売スル者ヨリ勝馬投票券
ヲ購買シタル者
- 二 第四条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル制限ニ違反シテ勝馬投票券ヲ購
買シタル者
- 三 勝馬投票券ヲ譲渡シ又ハ譲受ケタル者
- 四 第六条ノ規定ニ依ル制限ニ違反シタル払戻金ノ交付ヲ受ケタル者

まず第Ⅱ章で前述した明治42年及び大正3年に提出された条文と、今回提出さ
れた法案を比較してみる。一番には風紀面をより重視した内容となっており、細
かい制限がなされていることが分かる。これに関しては、本章の1で述べた司法
省の意見が全て反映されていること(第4、5、6及び15条)が分かる。例えば、
それまで馬政長官や主務官庁が定めるとされていた馬券の購買の制限が、枚数、

金額、配当額など具体的な数字をもって規定されている。罰則も3条11項目にわたり細かく規定され、本法により成立した社団法人でないにも拘わらず馬券を発売した場合の罰金も、千円以下から五千円以下になるなど強化されていることが分かる。

本会議では山梨陸相はこの法案の提出理由について、帝国産馬の現状として国内の産馬数が減少の傾向にあり、産馬経済が年々不況になっている時に軍縮⁸⁹⁾による軍馬数の削減が重なり、国防並びに産業上憂慮すべき事態が生じる恐れがある、そこで競馬振興により国民の馬に関する思想を喚起し、馬の改良増殖に強力な根底を与えるため競馬法を制定せねばならない、と述べた⁹⁰⁾。ここでも第三章で述べた「産馬地への影響」と「国民への馬事思想の普及」が語られており、特に前者に関しては軍縮という視点からも、より状況が逼迫していることを訴えている。これは本章の1の際にはなかった、新しい視点と言えよう。

ここでは3人の議員から1回ずつ山梨陸相と質疑応答があり、18名の委員付託を受けた。委員会は全部で2回(3月6日、8日)行われ、主に議論が交わされたのは1回目の委員会であった。司法省を含め、全体的に法案に対し強く反対する者はなく、条文の意味を確認するだけの質問も多かった。

委員会での主要な論点としては以下の3点が挙げられる。

1点目に、産馬界への奨励方法に関するものである。政府委員の渡辺爲太郎馬政長官に対し「馬券許可だけでなく、賞金の増額を図ることが馬匹改良に有効ではないか」⁹¹⁾「内地産の勝馬には何か他に、奨励の方法を講じる考えはあるのか」⁹²⁾「第9条に定める施設とは、どのようなものを考えているのか」⁹³⁾などといった質問が投げかけられた。これらの質問に対し、渡辺は「一般の関係上尚お之が為に多額の国帑を費すと言うことも出来ない」とし「此法案に依りまして勝馬投票券をやりまして、そうしてその収入に依って各競馬倶楽部に於て賞金を増加する」「特に内地産の勝馬には奨励金を厚くせよと言うことを命じる考であります」「競馬馬の生産者に奨励金をやるとか言うことを命じる積り」⁹⁴⁾と述べ、大正3年時の浅川同様、予算の関係から賞金増額は難しいとし、先の提出理由にあったように産馬経済の活性化を促すべく生産者への奨励金を厚くする方針を示している。

2点目に、風紀関係、つまり取締法をどのようにするのかという問題である。これに関しては、前述のように条文の意味を確認するだけのものも多かった。質問も取締方法の確認や方法についての提案など緩やかなものも多く、後述する貴

族院での同じ論点での討論内容と比べてみると差は歴然であった。

3点目に、政府委員の林頼三郎司法省刑事局長に対して、司法当局の意図を確認する質問が寄せられた。「刑法上の賭事と競馬法はどのような関係にあると司法省は解釈しているのか」⁹⁵⁾という質問に対し林は、刑法上、広い意味での博打とは「賭博と富籤と、射幸行為、と三つになって居ります、それで賭博の方は御互いに金を賭けて、互に損失の危険を負担するので……此案に於ては、馬券を買って損失をする負担の危険は、法人(馬券を発売する公益法人)の方では利益を得るが、其損失を負担すると言う事はありませぬから、刑法の所謂賭事と言う、狭い賭事と言う行為に触れぬことに」⁹⁶⁾なると解説し、更に本法案は「富籤に關すると言う方の除外例」⁹⁷⁾に当たり「国防の必要上から、競馬は是非行わなければならぬと言うことをございますからして、極て条件を嚴重にして射幸心を甚しく唆らない程度に於て、此競馬を許すことが適當である」⁹⁸⁾と判断したとしている。すなわち刑法上の賭博には当たらないが、富くじには当たるとする。しかし国防の観点から必要不可欠であることを強調し、例外的に競馬を許すべきと判断しているのである。このように明治42年、大正3年時の委員会と司法省の見解は異なっており、前述したように事前交渉によって司法省の協力を取り付けていたことが窺える。

このように衆議院では強い反対論もなく、最終的に2日目の委員会で全会一致で可決となり、貴族院へ送付された。続いて、禁止となった当初から馬券発売に強く反対していた貴族院では、どのような議論がなされていたのか考察してみたい。

3 第46回帝国議会における審議(貴族院)

貴族院では、まず大正12年3月10日の本会議で再び山梨陸相から同じ内容の法案の提出理由が述べられ、質疑応答の後、委員会に付された。委員会は全部で5回(14、17、20、21及び23日)開催され、3か所の修正と希望条件を付して可決した。

まず最初に、本会議での議論の内容を確認する。ここでは主に馬券発売が禁止となった理由である風紀の乱れを指摘する声と、馬政局を農商務省へ移管⁹⁹⁾することに関する2点について議論された。具体的な質疑の内容は以下のとおりである。

まず1点目についてだが、風紀の乱れを助長するのではないかという質問は多

く寄せられ、「政府は人を犠牲として、馬の改良を図るつもりなのか」¹⁰⁰⁾「八百長の立証は極めて困難であり弊害がないとは言い切れない」¹⁰¹⁾といったように、時には強い口調で陸相を問い詰めることもあった。これらの質問に対し山梨陸相は、馬券を許可する理由は「馬の判断並に乗卸者の技量と言うことと、又馬の履歴、血種等に付て大に考慮研究を要し、人智を開発せしめる」「そうして馬を知らせ、そうして馬を利用すると言うことを起したい」の2点であるとし、「唯射倖心ばかりを助長して、而してそれに依つて人の精神を攪乱する」ものではない、と説明した¹⁰²⁾。八百長については、競馬関係者が結託もしくは馬券を購入することで起こるとし「其ういうことについては各々其の制裁のあると言うことを申上げた……詰り馬券を買うことを禁じた、之に依つて此方面から来る弊害は減少し得るだろう」¹⁰³⁾と述べている。これまでの賛成派の主張と同様に陸軍は、あくまで馬券は単なる賭博ではなく、馬に対する研究を基とする馬事思想の普及を目的とするものであり、弊害は条文によって減少したと主張している。

更に内閣が綱紀肅正を政綱の1つに挙げながら、風紀の乱れを起こす馬券発売を認める法案を提出することを追及する質問も出てきた。「近年の社会の風教の弛緩したこと、綱紀の紊乱したこと、之に伴つて官吏社会では官紀の廢頽した」¹⁰⁴⁾にも拘わらず、賭博の一部分を解禁するのは何故か、加藤首相自らに回答を求めるものであった。加藤首相は「綱紀肅正の趣旨に反すると言う見地からは私は実は希望いたさない」と前置きし「多くの弊害を来さない範囲内に於ては、一方馬を奨励すると言う方の側の利益が大である」¹⁰⁵⁾と考え、提出したと説明している。第I章で述べたように、黙許時代の馬券に関する風紀の乱れは日露戦争後の風紀の弛緩も影響していた。貴族院では綱紀肅正が必要な現代でも同じことが起こるのではないかと、といった点を危惧していた節がこの質問からは窺える。また首相自身は前節で見た司法省と同じように、弊害を認めながらも国防の観点から、やむなく認めたことを表していたのであった。

2点目の馬政局を農商務省へ移管する件に関しては「農商務省に馬政局を移して、国防の目的を達成できるのか」¹⁰⁶⁾「移管する直前の時期である今に提出するのは何故か」¹⁰⁷⁾といった質問がなされた。これに関し、山梨陸相は「国防は陸軍の一点張と言うことは最早時勢に適合せぬと、私は考えて居るので、即ち各省が各其職分に従つて国防の方に尽力する」ことが自然であるので「馬政局は、是は農商務に移そうが、之を陸軍に存置しようが、国防と言うことに付ては一点の差はない」と述べた¹⁰⁸⁾。この件に関しては衆議院の本会議や委員会でも質問がな

されており、移管の理由について問われた際、渡辺爲太郎は「馬を殖やす原因はどうしても経済上に立脚しなければならない、それであるから……馬を増殖し且つ行政上の統一の爲に農商務省に移す」¹⁰⁹⁾と回答していることから、陸軍が馬政の視野を広げ、軍事面だけでなく産業等の面からも必要性を感じている節が見受けられる。それは『航空局馬政局及廃兵院移管に関する件』¹¹⁰⁾に「馬政は軍事の外広く一般産業界に關係する所大なるを以て寧ろ之が管理を産業当局たるの農商務大臣に移し以て産業界の要求との調整に便ならしむる時は時勢の推移に順応し馬政の堅実なる發達を期すべき良策なりと認む」とあることから、裏付けることが出来る。

次に委員会での議論について、確認する。争点になった点は次の2点である。1つ目は10日の本会議と同じく風紀の乱れを懸念する点であり、どのようにして本法案が弊害を除去しようとしているのか、多くの質問がなされた。2つ目は馬匹改良政策と競馬法との関わりについての質問である。

まず弊害の除去の方法についてだが、渡辺爲太郎は黙許時代と比べて次のように説明している¹¹¹⁾。

「一人に付いて何枚でも買って宜しいと言うようなことであった」のを1人1枚にする、「競馬倶楽部の後ろに或る利益会社が纏めまして、そうして競馬倶楽部の収入を或は借地料とか若くは借家料と言うような名義の下に分配」していたのを「家も地所も倶楽部の物に」なるよう規定し再発を防ぐ、その他罰則も「黙許時代よりは嚴重にして居りますから、余程矯正されることと思つて居り」、特に「法案の最後の方の罰則の外に主務大臣の監督と言うことが、大変嚴になつて居り」財政上経済上の監督をしている全てにおいて嚴重になつていと述べた。

そうした予防策についての疑問の声も挙がっている。例えば取締法の逃げ道はいくらでもあると思うので、第1条にある「改良増殖及馬事思想の普及を図ること」が達成できず、弊害のみ残るという結果になりかねない、という意見¹¹²⁾や、学生や未成年者がそうでないかを売る側が見抜くことは難しいのではないか、という意見¹¹³⁾も多かった。渡辺政府委員も後者に関しては「多くの中には或は是も分からぬこともあるかも知れぬとは思ひます」と齒切れは悪かった。しかし前者に対しては、競馬法を実行すれば「必ずや産馬界と言うものが、活気を持ちまして、馬の増殖することは確實であると信じて居ります、従つて又競馬を盛んにすれば改良と言う方も是は行くと確信して居ります」¹¹⁴⁾と断言している。このように懸念されている弊害に関しては、出来る限り排除しつつも完全には取り除けな

いと認めながらも、本法案の目的である馬匹改良に関しては確実に達成できるという強い主張が見て取れる。

また、黙許時代の経験として取り締まりに従事している警察官や、検事などが馬券を購入していたことを取り上げ、これらを取り締まる必要性を主張した議員もいた。これに加え、小学校教員が馬券を購入することも教育上良くないため、取り締まるべきではないかと政府委員の赤司鷹一郎文部次官に質問する場面もあった。ここから、黙許時代の経験から再び官紀が頹廃することを恐れていたこと、加えてそれを正すべく、教育の根幹に位置する小学校教員の馬券購入も良くないと思っていたことが窺える。

続いて、競馬法がいかに馬匹改良に関わっているのかについては、渡辺政府委員が「競馬が盛んになれば馬の需要が多くなる、多くなれば随って供給が増える、供給が増えれば良い馬を拵えて供給しようと言うので出す、詰り改良増殖の目的を達することになる」「競馬をやりますことの第一の根本の必要と言うことは、詰り馬の能力試験であります……馬券を買ったものは監督者になる、此監督者の厳正なる監督の下に熱心な刺激を受けまして競走が一層真面目」¹¹⁵⁾になると説明している。つまり馬券を発売することにより、第三章の1で述べた「検定機関としての役割」を強化するメリットがあると主張しているのである。

最終日の委員会では、以下の3点の修正点が盛り込む案が述べられた。1点目に、第2条を「競馬の開催は年二回を超えることを得す、但し主務大臣の許可を受けたるときは年三回開催することを得」と修正した。この理由について、委員会では「幾らでも願えば許し得ると言うことになって居りますと言うと、催したい者が度々企てて願うと言うことになり、そうして是が許されぬと言うことに」なるためとしている。2点目に、第16条の罰則規定に「第五条第一項に掲げる者にして勝馬投票券を購入したる者」という1項を加えることである。前述のように発売側が学生を見抜くのは至難の業であり、購入した学生を罰する規定がないことも疑問の声が挙がっていた。そこで「成べく学生生徒等に馬券を買うと言うことは許したくない」という趣旨から、購入する側にも罰則規定を設けることとなった。3点目に、附則に「本法に依り競馬を行う法人の数は当分の内十一以内とす」と加えることである。これは黙許時代の競馬施行施設の濫設を防ぐためのもので「無闇に願ひ無闇に許すと言うことは大へんな弊害」であると考えたのである。結果として3点の修正案、希望条件を付して可決した。

こうして本会議で最後に賛成派、反対派がそれぞれ2人ずつ意見を主張し、第

2 読会を開くか否かの投票では、賛成175名、反対50名で直後に第2読会が開催された。そこで全条文に異議が無いことが確認され、こちらも直後に開催された第3読会で第2読会通り可決された。ここで、最後の本会議でどのような反対意見が示されたのかを確認しておきたい。

反対意見としては、弊害を除去する方法への疑問点と綱紀肅正が必要な現代社会の空気からの反対論であった。1点目について、土方寧は「陸軍大臣は此制限を設け、之を励行すれば弊害は除去出来ると仰っしゃいましたけれども、それは私は事実にて不能である、軽減することすらもむずかしいと申して居ります」¹¹⁶⁾と述べ、具体的な例として委員会でも話題になった学生・未成年者を見抜く方法がないことや、社会全体に射幸心が蔓延することを挙げた。また2点目に関して、湯浅倉平は「水平社の運動の如き其の一であります、労働争議の如き、小作争議の如き失業者の各種の運動」が紙面を賑わし「殺伐の風、刃傷沙汰が、殊に著しく現時の世の中に現れて参って居る」¹¹⁷⁾と現在の社会情勢を不安視し、改めて綱紀肅正を使命とする内閣が競馬法案を提出することに疑問を呈した。

このように議会、特に貴族院では風紀の乱れに直結するということで馬券発売に対する強い反発があり、その背景には綱紀肅正が内閣の基本方針となるほどの社会情勢の乱れがあり、馬券反対派は最後の議会までその点を懸念していたことが分かった。修正案も弊害を取り除くべく、さらに強化する内容であった。そうした中で陸軍は、競馬法が馬匹改良に好影響を与えるという強い確信の下、その関係性を主張することで可決へ導いていったのである。

- 1) 武市銀次郎『富国強馬—ウマからみた近代日本』(講談社、平成11年)。
- 2) 先行研究における競馬法成立の過程に関しては、堀田至広『競馬及競馬法史』(帝国競馬協会、昭和11年)や日本競馬史編纂委員会編『日本競馬史』(日本中央競馬会、昭和42年)などが詳しいが、法案が提出された3つの議会での審議内容に関する考察は乏しく、議会での発言がそのまま記載されているものが多い。
- 3) 前掲『富国強馬—ウマからみた近代日本』、58-60頁。
- 4) 陸軍省と農商務省が合同で馬匹改良の調査方法を設けるべく、明治27年に設立企画を立てられたものの、議会解散のため具体的に企画決定をみるに至らなかった(帝国競馬協会編『日本馬政史 第4巻』(原書房、昭和56年)、45-46頁)。
- 5) 神翁顕彰会『続日本馬政史 3』(帝国競馬協会、昭和38年)、128-129頁。
- 6) 馬匹調査会規則により、メンバーは「官吏又は学識若くは経験ある者の中より選定」し「会議の決議を農商務大臣に具申す」とされた(『御署名原本・明治二十八年・勅令第七十七号・馬匹調査会規則』[JACAR(アジア歴史資料センター)、

- Ref.A03020202600、国立公文書館〕)。委員長には農商務次官の金子堅太郎が就任し、委員には大蔵平三騎兵大佐、藤田四郎農務局長以下10名、他に岩手、長野など12県より各1名が参加した（前掲『日本馬政史 第4巻』、64頁）。
- 7) 前掲『日本馬政史 第4巻』、64-69頁。
 - 8) 臨時馬制調査委員会官制により「委員長は親任官」「委員は内閣高等官一人宮内省高等官二人大蔵省高等官一人陸軍将官又は上長官二人及農商務省高等官二人」とされた（『御署名原本・明治三十七年・勅令第二百九号・臨時馬制調査委員会官制』〔JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.A03020609600、国立公文書館〕)。これにより男爵の曾禰荒助大蔵大臣が委員長に、一木喜徳郎法政局長官、藤波言忠主馬頭、大蔵平三軍馬補充部本部長、酒能句常明農務局長など8名が委員に就任した。（神翁顕彰会『続日本馬政史 1』〈帝国競馬協会、昭和38年〉、195-196頁）。
 - 9) そのため第1期は18年計画とも称された（『第25回衆議院競馬法案委員会議録（速記）第2回 明治42年3月9日』における吉村八十三の発言）。
 - 10) 大友源九郎『馬事年史 3』（原書房、昭和60年）、442-443頁。
 - 11) 「全国を六馬政管区に区分し各管区は馬政官をして之を赴任せしめ、産馬事業の調査及監督指導に従事し改良の進捗を督励せしむ」（前掲『馬事年史 3』、442頁）。
 - 12) 前掲『日本馬政史 第4巻』、59-60頁。
 - 13) 『御署名原本・明治四十三年・勅令第二百九十二号・馬政委員会官制中改正』、JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref.A03020860500、国立公文書館。
 - 14) 前掲『富国強馬—ウマからみた近代日本』、136-139頁。
 - 15) 九段の招魂社における競馬は毎年奉納競馬が行われていたが、徐々に賞金額が減っていき、明治31年以後は廃止となった。また三田育種場競馬は、収支が合わないとの理由で明治23年ごろに廃絶となった（前掲『日本馬政史 第4巻』、602-603、607-609頁）。
 - 16) 嘉永元年～大正8年。慶應2年に一の宮城主加納久恒の養子となる。明治27～36年まで鹿児島県知事を務め、殖産や教育の改良に力を注いだ（前掲『続日本馬政史 3』、129-130頁）。
 - 17) 長森貞夫『競馬と共に歩んだ 安田伊左衛門翁伝』（日本競馬会、昭和23年）、47-48頁。
 - 18) 馬産保護奨励法を増加することの一環としていた（前掲『日本馬政史 第4巻』、91頁）。
 - 19) 前掲『競馬と共に歩んだ 安田伊左衛門翁伝』、48-49頁。
 - 20) 官公庁が正式に許可を与えること。
 - 21) 東京競馬倶楽部編『東京競馬会及東京競馬倶楽部史 第3巻』（東京競馬倶楽部、昭和14年）、7-15頁。
 - 22) 前掲『日本馬政史 第4巻』、79頁。

- 23) 日露戦争後、企業勃興熱の高まりに乗じた増資、新株式の公開によって運良く大金を掴む者が続出した。この流れを受け、株式公開によって一攫千金を目論む競馬会社も多かった(日高嘉継『馬券発売黙許時代(明治38年12月～明治41年10月)の競馬資料の紹介』(馬事文化財団・馬の博物館、平成5年)、16頁)。
- 24) 当時は、現在のような馬主や騎手の免許制も無かった(日本中央競馬会編『競馬百科』(株式会社みんと、昭和51年)、62頁)。
- 25) 若野章『日本の競馬』(恒文社、昭和49年)、100-107頁。
- 26) 例えば「法相と競馬賭博」という記事では「弊害が風俗を壊敗して人間を馬以上の動物の方に退歩墮落せしむるの状態」と痛烈に批判し(『東京日日新聞』、明治41年3月1日)、「馬券の売買を禁止せよ」という記事では、競馬会は良民を破産させ、自殺の道程に誘う機関であると断じていた(『報知新聞』、明治41年9月27日)(日本競馬史編纂委員会編『日本競馬史 第2巻』(日本中央競馬会、昭和42年)、196-210頁)。
- 27) 例えば貴族院では馬券で身を持ち崩した者の話を挙げ、馬政官に対し具体的な取り締まり方法を追及する場面もあった(『第24回貴族院予算委員第一分科会第3号 明治41年2月27日』における柳原義光議員の発言)。
- 28) 『(競馬会ニ於ケル馬券発売ヲ差止ム) 閣議決定相成候間此段及御通牒候也明治四十一年十月五日内閣書記官長馬政長官へ通牒』、JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref.A 15113692200、国立公文書館。
- 29) 前掲『日本競馬史 第2巻』、217頁。
- 30) 当時の内閣総理大臣は桂太郎、陸軍大臣は寺内正毅、司法大臣は岡部長職である。
- 31) 『第25回衆議院議事速記録第16号 明治42年3月6日』。
- 32) 『第25回衆議院競馬法案委員会議録(速記)第2回 明治42年3月9日』。
- 33) 新刑法185条では「偶然の輸贏(勝ち負け)に関し財物を以て博戯又は賭事を為したる者」を処罰するとしていたが、馬券賛成派は「偶然の輸贏によるものではなく、馬券は馬の鑑識を基に購入するものなので別問題である」と主張していた。本文に記載されている平沼の発言は、そのことについて司法当局の考えを尋ねられた時のものである。
- 34) 『第25回衆議院競馬法案委員会議録(速記)第2回 明治42年3月9日』。
- 35) 『第25回衆議院議事速記録第16号 明治42年3月6日』における東武の発言。
- 36) 『第25回衆議院競馬法案委員会議録(速記)第2回 明治42年3月9日』における佐々木文一の発言。
- 37) 同上における田辺熊一の発言。
- 38) 同上における吉村八十三の発言。
- 39) 馬券禁止時の馬政長官であった寺内正毅をはじめとして、政府方針として一度定めたことには従うという姿勢が主流であった(萩野寛雄『日本型収益事業』の形成過程：日本競馬事業史を通じて』(早稲田大学、平成16年)、109頁)。
- 40) 『第25回貴族院競馬法案特別委員会議事速記録第1号 明治42年3月22日』。

- 41) 『第25回貴族院議事速記録第20号 明治42年3月23日』における伊達宗敦の発言。
- 42) 同上における曾我祐準の発言。
- 43) 加納久宜、新田忠純、徳川厚だけ賛成した（前掲『競馬と共に歩んだ 安田伊左衛門翁伝』、136頁）。
- 44) 先行研究では「それは1つには外国の競馬法制には、馬券と社会風教則ち社会秩序とを考慮した規定は少いのと、馬券黙許時代には馬券発行条件などは全く念頭に無かったからであろうと考える」という見解を示しているものもある（前掲『競馬及競馬法史』、272頁）。
- 45) 当時はまだ政府内での意見統一が出来上がる程には合意が形成されていなかったため、この時も議員立法になった（前掲『「日本型収益事業」の形成過程：日本競馬事業史を通じて』、109頁）。
- 46) 当時の内閣総理大臣は山本権兵衛、陸軍大臣は楠瀬幸彦、司法大臣は奥田義人である。
- 47) この内、最も多い政党はこの議会の多数党である政友会（146名）であり、その他の内訳は、中正会（25名）、同志会（16名）、国民党（5名）であった（前掲『日本競馬史 第2巻』、501頁）。
- 48) 明治45年1月に開催された競馬倶楽部の代表者たちによる会議で、馬券発売規定案が決議され、各競馬倶楽部は会員に限り馬券発売ができる（馬券法案が成立した場合）とした。なお、会員は以下の資格を有し、馬政長官の認可を受けた者と規定された。
 - ・満20歳以上
 - ・所得税を納める者
 - ・破廉恥罪により禁固以上の刑の処分を受けたことのない者。ただし5年を経過し、改悛の情が顕著である者はこの限りにあらず（前掲『日本競馬史 第4巻』、14-20頁）。
- 49) 委員会でも議論の冒頭に同じ趣旨の提出理由が読み上げられた（第31回『衆議院競馬法案委員会議録（速記）第3回 大正3年3月16日』）。
- 50) 3月にシーメンス事件、4月には貴族院で海軍予算案が否決された結果、山本内閣が総辞職に至り、国会が停会となった。
- 51) 『第31回衆議院競馬法案委員会議録（速記）第3回 大正3年3月16日』における野村嘉六の発言。
- 52) 同上における野村嘉六の発言。
- 53) 同上における廣澤弁二の発言。
- 54) 同上。
- 55) 同上。
- 56) 『第31回衆議院競馬法案委員会議録（速記）第4回 大正3年3月17日』。
- 57) 『第31回衆議院競馬法案委員会議録（速記）第3回 大正3年3月16日』。
- 58) 貴族院議員。京浜競馬倶楽部の顧問をしていた（前掲『競馬と共に歩んだ 安

- 田伊左衛門翁伝』、188-189頁)。
- 59) 貴族院議員。東京府知事。出身地である岩手県の産馬家が彼に対し競馬法制定について度々陳情していた(前掲『競馬と共に歩んだ 安田伊左衛門翁伝』、189-190頁)。
 - 60) 前掲『競馬と共に歩んだ 安田伊左衛門翁伝』、188-190頁。
 - 61) 陸軍大臣の監督に属し、委員長に秋山好古陸軍大将、副委員長に犬塚勝太郎農商務次官が就任し、委員には鈴木喜三郎司法次官、湯浅倉平伯爵、など、貴族院議員や司法省の役人も名を連ねた(『馬政委員会官制ヲ定ム』大正八年四月二十八日 別紙陸軍大臣講議馬政委員会官制制定ノ件ヲ審査スルニ右ハ相当ノ儀ト思考ス依テ講議ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム』[JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref. A13100345200、国立公文書館])。
 - 62) 委員会の内容、流れについては前掲の『日本競馬史 第4巻』(60-80頁)が詳しい。
 - 63) 前掲『日本競馬史 第4巻』、79-80頁。
 - 64) 大正5年の貴族院請願委員会においても、司法省の田川大吉郎参政官が「(社会に及ぼす影響を) 適當の程度に制限し得れば一向競馬法の制定に反対する訳ではありませぬ」と発言している(『第37回貴族院請願委員第四分科會議事速記録第6号 大正5年2月22日』)。
 - 65) 前掲『競馬と共に歩んだ 安田伊左衛門翁伝』、193-195頁。
 - 66) 「競馬法案に関する件」[JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref. C03022641300、『密大日記』大正12年6冊の内第6冊、防衛省防衛研究所蔵)。
 - 67) 馬政第一次計画第1期の綱領によると1500頭である(前掲『馬事年史 3』、442-445頁)。
 - 68) 競馬法案委員会で、競馬をやると全ての馬に好影響を与えるのか、という質問に対し、浅川敏靖は「競馬に関しては主に乗馬の方面である」と回答した(『第31回衆議院競馬法案委員會議録(速記)第4回 大正3年3月17日』)。
 - 69) 馬政局『競馬の研究』(森彩雲堂印刷所、大正11年)、6-7頁。
 - 70) 同上、9頁。
 - 71) 前掲『競馬の研究』、10頁。
 - 72) 「競馬法案に関する件」[JACAR (アジア歴史資料センター)、Ref. C03022641300、『密大日記』大正12年6冊の内第6冊、防衛省防衛研究所蔵)。
 - 73) 馬政局『馬政の現状』(森彩雲堂印刷所 大正11年)、5頁。
 - 74) 『第46回衆議院競馬法案委員會議録(速記)第1回 大正12年3月6日』。
 - 75) 前掲『競馬の研究』、10頁。
 - 76) 『第31回衆議院競馬法案委員會議録(速記)第4回 大正3年3月17日』。
 - 77) 前掲『競馬の研究』、11頁。
 - 78) 競馬法案委員会で、渡辺爲太郎も「真に馬匹改良の目的を達しやうとするならば、兎に角国民に十分なる馬事思想を注入すると言うことが最大の目的でありま

- す」と述べている。(『第46回衆議院競馬法案委員会議録(速記)第1回 大正12年3月6日』)。
- 79) 前掲『競馬の研究』、13頁。
- 80) 東京競馬倶楽部編『東京競馬会及東京競馬倶楽部史 第1巻』(東京競馬倶楽部、昭和16年)。
- 81) 華族会館に於ける馬政課長増田少佐等の演説(明治39年5月16日)(『東京競馬会及東京競馬倶楽部史 第1巻』(東京競馬倶楽部、昭和16年)、168-178頁)。
- 82) 大正3年時の委員会でも浅川は「我が国の人は馬はどうかと言えば好むと言うより寧ろ嫌うと言う者が多い」と述べており、日本人にとって馬が身近でないことを憂いている(『第31回衆議院競馬法案委員会議録(速記)第3回 大正3年3月16日』)。
- 83) 全国の競馬倶楽部の合計数とし、以下のように説明している。
 明治41年：25万718人 明治42年：3万8745人(馬券が禁止された年)
 明治43年：8万3222人 大正元年：10万2571人 大正2年：10万3199人
 (『第31回衆議院競馬法案委員会議録(速記)第4回 大正3年3月17日』)。
- 84) 『第31回衆議院競馬法案委員会議録(速記)第3回 大正3年3月16日』。
- 85) 「競馬法案に関する件」[JACAR(アジア歴史資料センター)、Ref. C03022641300、『密大日記』大正12年6冊の内第6冊、防衛省防衛研究所蔵]。
- 86) 大正12年3月6日の衆議院競馬法案委員会で林頼三郎政府委員(司法省刑事局長)は、この条文について「(開催執務委員が従業員を手先に馬券購入をすることなどが無いよう)汎く競馬の事務に従事する者はいかないと言うことになって居り」と発言している。(『第46回衆議院競馬法案委員会議録(速記)第1回 大正12年3月6日』)。
- 87) 「競馬法案に関する件」[JACAR(アジア歴史資料センター)、Ref. C03022641300、『密大日記』大正12年6冊の内第6冊、防衛省防衛研究所蔵]。
- 88) 大正11年12月27日から大正12年3月26日内閣総理大臣は加藤友三郎、司法大臣は岡野敬次郎、農商務大臣は荒井賢太郎。
- 89) 陸軍は前年7月、軍馬1万3千頭を縮小する『陸軍軍備縮小案』を発表していた(前掲『日本競馬史 第4巻』、138頁)。
- 90) 『第46回衆議院議事速記録第25号 大正12年3月5日』。
- 91) 『第46回衆議院競馬法案委員会議録(速記)第1回 大正12年3月6日』における斎藤巳三郎の発言。
- 92) 『第46回衆議院競馬法案委員会議録(速記)第1回 大正12年3月6日』における内藤濱治の発言。
- 93) 同上における内藤濱治の発言。
- 94) 同上。
- 95) 同上における東武の発言。
- 96) 同上。

- 97) 同上。
- 98) 同上。
- 99) I章でみたように明治43年から内閣直属から離れ、陸軍の管理下に置かれていた馬政局だが、大正12年に更に農商務省に移管した（正確には農商務省に新たに畜産局が設置され、馬政局の事務はここで行われることになった）（前掲『続日本馬政史 3』、160-164頁）。
- 100) 『第46回貴族院議事速記録第21号 大正12年3月10日』における湯浅倉平の発言。
- 101) 同上における湯浅倉平の発言。
- 102) 同上における山梨陸相の発言。
- 103) 同上。
- 104) 『第46回貴族院議事速記録第21号 大正12年3月10日』における上山満之進議員の発言。
- 105) 同上における加藤首相の発言。
- 106) 同上における湯浅倉平の発言。
- 107) 同上における上山満之進の発言。
- 108) 別の史料でも「軍事上の要求に基き将来馬政上に関係有する事項は当省並貴省に意見又は希望を開陳することあるべく又貴省に於て馬政の方針並事業に重要な改変を加へらんとする場合には当省にも予め協議せられし」とあることから、移管後の馬政について陸軍は馬政事務は農商務省へ移るといっても、移管前後共に馬政に関する方針を協議し、共有していくべきと考えていたと思われる。『〈馬政局移管に伴ふ件〉大日記甲輯 大正12年』〔JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref. C02031138300、防衛省防衛研究所蔵〕。
- 109) 『第46回衆議院競馬法案委員会議録（速記）第1回 大正12年3月6日』。
- 110) 『〈航空局馬政局及廃兵院移管に関する件〉大日記甲輯 大正12年』〔JACAR（アジア歴史資料センター）、Ref. C02031096000、防衛省防衛研究所蔵〕。
- 111) 『第46回貴族院競馬法案特別委員会議事速記録第2号 大正12年3月17日』。
- 112) 同上における荒川義太郎の発言。
- 113) 同上における湯浅倉平の発言。
- 114) 同上。
- 115) 『第46回貴族院競馬法案特別委員会議事速記録第3号 大正12年3月20日』。
- 116) 『第46回貴族院議事速記録第27号 大正12年3月24日』。
- 117) 同上。